

会議開催のお知らせ

平成28年10月21日
福島県県民健康調査課

「県民健康調査」検討委員会設置要綱第5条の規定に基づき設置いたします第3回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会を下記のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は次に定める手続きに従って傍聴してください。

1 日 時

平成28年11月2日（水）10時00分～12時00分

2 会 場

杉妻会館 3階「百合」
福島県福島市杉妻町3-45

3 議 事

- (1) 説明事項
- (2) 検討事項
- (3) その他

4 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。
- (2) 傍聴の受付は会議開催予定時刻の30分前から先着順に行います。所定の用紙に住所、氏名を記入し、事務局の指示に従って入室してください。
- (3) 傍聴席に限りがあるため、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります(報道関係者を除く)。なお、傍聴する場合は、別紙『福島県「県民健康調査」検討委員会傍聴要領』に従っていただくことになります。

5 問合せ先

福島県保健福祉部県民健康調査課（「県民健康調査」検討委員会事務局）
電話024-521-8028

福島県「県民健康調査」検討委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

ア 会議中は、静粛に傍聴すること。

イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

ウ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

エ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。

オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りではない。

キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記 2 のほか、傍聴される方は事務局の指示に従ってください。御不明な点は事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

4 その他

「県民健康調査」検討委員会の下に設置する部会においては、本要領 2-カの「座長」は、「部会長」と読み替えることとします。

別紙

第3回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会開催会場のご案内

1 会場

杉妻会館 3階「百合」（福島市杉妻町3-45）

TEL：024（523）5161

2 交通手段

- ・JR 福島駅東口から徒歩で約10分
- ・市内循環バス「大町」下車、徒歩で約5分
- ・東北自動車道「福島西I.C.」から車で約15分

3 お願い

車でお越しの場合は県庁外来駐車場を御利用願います。なお、無料処理しますので、受付に駐車券を御提示ください。

ただし、県庁外来駐車場が混雑する場合があります。駐車するまでに長時間かかる場合がありますので、なるべく公共交通機関で御来場くださいますよう御理解及び御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

